

議 事 録

会議名	平成28年度 第2回寒川町都市計画審議会
開催日時	平成28年7月29日（金）午前10時00分～12時00分
開催場所	議会第1会議室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：綾木委員、二ノ宮委員、千葉委員、山田（政）委員、杉崎委員、藤沢委員、加藤委員、山田（修）委員、後藤委員、鈴木（潔）委員、島村委員、内野委員</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－小林課長、米山副主幹、石黒主任主事 杉崎主任技師、廣田主事 拠点づくり部長－伊藤部長 田端拠点づくり課－廣田課長、金子技幹 倉見拠点づくり課－皆川課長、鈴木主査</p> <p>〔欠席者：中村委員、鈴木（仁）委員、倉持委員〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者 0名</p>
議 題	<p>1. 第7回線引き見直しに関する都市計画案について（神奈川県決定）</p> <p>①茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）</p> <p>②茅ヶ崎都市計画区域区分の変更について（諮問）</p> <p>③茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更について（諮問）</p> <p>④茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）</p> <p>2. 第7回線引き見直しに関する都市計画案について（寒川町決定）</p> <p>①茅ヶ崎都市計画用途地域の変更について（諮問）</p> <p>②茅ヶ崎都市計画高度地区の変更について（諮問）</p> <p>③茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（諮問）</p> <p>報告事項1. 都市マスタープランの改定について</p>

決定事項			
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>1. 開会</p> <p>【黒木都市建設部長】 それでは、定刻より若干早いですけれども、始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、また大変お暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、平成28年度の第2回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の進行を務めます都市建設部長の黒木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、加藤会長よりご挨拶いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p> <p>【加藤会長】 皆さん、おはようございます。どうも夏本番になったようでございまして、非常に暑い日々がこれから続くかと思ひますけれども、本日は神奈川県決定と、それから寒川町決定の線引き見直しにかかわる都市計画案件ということで、非常に重要な案件でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、報告事項といたしまして、都市マスタープランの改定についてということございまして、実は私と、それから山田委員もこれに参加させていただいておりまして、職員の方も各部署から出てきていただきました。非常に熱心な議論が交わされているところでございます。</p> <p>では、本日、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>【黒木都市建設部長】 ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、一番上に本日の会議次第、その下に委員名簿、そして都市計画審議会条例が続いてあるかと思ひます。さらにその下に、資料1で、茅ヶ崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。資料2といたしまして、茅ヶ崎都市計画区域区分の変更。資料3は、茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更。資料4といたしまして、茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更。資料5、茅ヶ崎都市計画用途地域の変更。資料6、茅ヶ崎都市計画高度地区の変更。資料7、茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火の変更があるかと思ひます。</p> <p>また、その下に参考資料1として、議題（1）（2）の説明用スライド資料。それから参考資料2で、報告事項（1）説明用スライド資料。その下に参考資料3</p>		

といたしまして、寒川町都市マスタープランの検証。以上でございますが、過不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日の出席委員は12名でございますが、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日、横浜国立大学の中村委員、藤沢土木事務所長の鈴木委員、茅ヶ崎警察署長の倉持委員は所用により欠席されております。

2. 議事

【黒木都市建設部長】 さて、本日の議題ですが、平成26年3月、平成27年5月、平成28年5月の3回に分けてご報告させていただきました第7回線引き見直しに関する都市計画案になりますが、本日諮問させていただきます、即日答申をお願いしたいと考えております。

その関係から、私どもの職員が各委員さんに事前に資料を配付させていただくとともに、一部の委員の方には直接説明をさせていただいたところ、その際、貴重なお時間を割いていただき、ご協力ありがとうございました。

なお、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については原則として公開することとなっております。したがって、本審議会においても、傍聴希望者は個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、審議会等の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成いたしまして、委員の皆様のご確認をいただいた後に、ホームページ等で公開させていただきますので、あわせてお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては加藤会長のほうにお願いいたします。

【加藤会長】 わかりました。それでは、始めさせていただきますと思います。

本日は傍聴人がいらっしゃらないということでよろしいですね。

それでは早速、議題に入りたいと思います。本日は、先ほども申し上げましたけれども、第7回線引き見直し関連案件ということでございまして、次第にございますように、7件の諮問案件がございます。一括して諮問いただくということのようですので、よろしく願いしたいと思います。

【木村町長】 それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

寒都第124号

平成28年7月29日

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美様

	<p>茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (神奈川県決定) について (諮問)</p> <p>このことについて、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>諮問第 27 号</p> <p>茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (神奈川県決定)</p> <p>続きまして、</p> <p style="text-align: right;">寒都第 125 号 平成 28 年 7 月 29 日</p> <p>寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美様</p> <p>茅ヶ崎都市計画区域区分の変更 (神奈川県決定) について (諮問)</p> <p>このことについて、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>諮問第 28 号</p> <p>茅ヶ崎都市計画区域区分の変更 (神奈川県決定)</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">寒都第 126 号 平成 28 年 7 月 29 日</p> <p>寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美様</p> <p>茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更 (神奈川県決定) について (諮問)</p> <p>このことについて、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>諮問第 29 号</p> <p>茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更 (神奈川県決定)</p> <p style="text-align: right;">寒都第 127 号 平成 28 年 7 月 29 日</p> <p>寒川町都市計画審議会 会長 加藤仁美様</p> <p>茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更 (神奈川県決定) について (諮問)</p> <p>このことについて、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>諮問第 30 号</p> <p>茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更 (神奈川県決定)</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">寒都第 128 号 平成 28 年 7 月 29 日</p>
--	--

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美様

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

諮問第31号

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）

寒都第129号

平成28年7月29日

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美様

茅ヶ崎都市計画高度地区の変更（寒川町決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

諮問第32号

茅ヶ崎都市計画高度地区の変更（寒川町決定）

よろしくお願いいたします。

寒都第130号

平成28年7月29日

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美様

茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（寒川町決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

諮問第33号

茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（寒川町決定）

以上7件でございます。よろしくお願いいたします。

【加藤会長】 お手元に資料届きましたでしょうか。ありがとうございました。
なお、町長は所用により退席されるということでございます。どうもありがとうございました。

【木村町長】 会長、申しわけございません、諮問に当たりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

【加藤会長】 お願いいたします。失礼いたしました。

【木村町長】 ほんとうに昨日梅雨が明けまして、真夏の日差しが今日も降り注いでおります。お暑い中、またお忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、

大変ありがとうございます。

本日は、先ほど司会のほうからもお話ございました平成28年度の第2回目の審議会となるところでございます。第7回線引き見直しにつきましては、今まで3回にわたる会議を開き、報告をさせていただきました。その間、皆様からさまざまなご意見、ご議論をいただき、大変ありがとうございます。

ご存じのように、この線引き見直しは都市計画区域のマスタープランでございます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など、都市計画を定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域といわゆる市街化調整区域に区分するもので、まさに都市計画の根幹をなすと認識しているところでございます。

振り返れば、当初、線引きを行った昭和45年でございますけれども、当時、寒川の人口は約2万3,000人でありました。昨年行われた国勢調査の速報では、4万8,000人を超える状況となっております。この間に人口はまさに倍増しておりますが、DID、いわゆる人口集中地区の大半は市街化区域に誘導されておまして、この線引きによる一定の効果があつたと認識をするところでもございます。

第7回線引き見直しにつきましては、田端西地区が特定保留区域、倉見地区が一般保留区域となっております。結果といたしましては、第6回線引き見直しと同じ位置づけとなっているところでございます。

しかしながら、第6回線引き見直し以降、田端西地区においては土地区画整理組合設立準備会が既に設立され、現在は事業計画素案が検討されているなど、市街化区域編入に向けて整備が、準備が着実に進んでいると感じております。

一方、倉見地区につきましては、ツインシティのまちづくりの骨格道路であります倉見大神線が都市計画決定されるなど、一定の成果があつたと感じるところでございます。冒頭にも申し上げましたが、線引き見直しは都市計画の根幹をなす最も重要な案件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げ、簡単でございますけど、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(町長退室)

【加藤会長】 それでは、ただいまの諮問でございました案件につきまして、審議に入りたいと思います。

本案件につきましては、先ほど事務局からお話がございましたように、本日、答申という形で審議を進めたいということのようでございますが、よろしいでございませうでしょうか。よろしいでございませうか。

(「はい」の声あり)

【加藤会長】 ありがとうございます。それでは、議題は県決定と町決定の1

と2に分かれておりますけれども、関連する案件ということのようでございますので、一括でご説明いただきたいと思っております。それでは、事務局からお願いいたします。

【米山副主幹】 (資料説明)

【加藤会長】 ありがとうございます。諮問なんですけど、7件一括してご説明いただきましたけれども、ちょっと整理をしますと、まず、県決定のほうは4つございまして、1つが茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございまして、この参考資料1のパワーポイントで見ますと、13枚目までがこれになるということですよ。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 その関係の都市計画図書というんでしょうか、この資料1になっています。

それからその次に、②としまして、茅ヶ崎都市計画区域区分の変更についてというのは、ご説明でいきますと、パワーポイントの14こま目から19こま目までということですね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 保留フレームの特定保留区域の話と事務的な変更の話が両方あるということですね。資料としましては、資料2がこの図書になるということですね。

それから、③としまして、茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更についてというのが、パワーポイントの20こま目でございます、その図書が資料3になるということですね。

そして、同じパワーポイントの20こま目でございますが、④の茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更についてというのは寒川町記載なしというふうに出ていますけれども、これが資料4に当たるという、そういうことですね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 それから、町決定につきましては、これはご説明ではパワーポイントの21から22までということになるんですかね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 資料のほうは5と6になりますか。

【米山副主幹】 5、6、7。

【加藤会長】 5、6、7になると。用途地域の変更と高度地区の変更と防火地域及び準防火地域の変更とは関係している、そういうことですね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 ということでございます。一括してご説明がございましたけれども、何かご意見、あるいはご質問でも結構でございますけれども、ありましたらお願いしたいと思います。

(1)の①からまいりましょうか。よろしいですか。何かご質問ございますでしょうか。整備、開発、保全の方針の変更についてでございます。よろしいですか。お願いいたします。

【山田政博委員】 資料の2なんですけど、人口フレームというのがあるんですね。

【加藤会長】 資料の2のほうですね。

【山田政博委員】 はい。人口フレームで、平成22年と平成37年ということで、人口が若干増えているんですけど、人口減少社会ということも言われているんですけど、これでは増えているんですけど、この先が人口が減っていくと見ているのか、このあたりの人口の動向というのはどういうふうに見ているんでしょうか。

【加藤会長】 重要な指摘だと思います。先ほどのご説明の中に、人口フレームのことが資料1の11ページに出ているとおっしゃいました。ちょっとその辺、ご説明いただけるでしょうか。

【米山副主幹】 同じ表が先ほど説明のスライドでもあったんですけども、資料1の11ページでございまして、上の方の部分になりまして、その表の下に書いてあることを読ませていただくと、平成37年の都市計画区域の人口については、平成26年3月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」(神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会)における地域政策圏別推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成22年国勢調査のデータをもとに推計を行ったと書いてありまして、今ちょっと手元にないんですけど、県全体のと、あと圏域ごとですね、今回、寒川を含む茅ヶ崎都市計画は湘南圏域に入っているんですが、神奈川県の総合計画においては圏域ごとの人口までしか出していないそうで、それを踏まえて、ベースに社人研の人口だとかいうので推計をしているそうです。

実際、28万4,500人のうち、寒川町分、都市計画区域内人口については、寒川と茅ヶ崎と組んで、おのおの人口が県から通知されているんですが、寒川分が4万6,500人ということで、現行より平成37年で県は人口が減少しているというような推計値になっておりまして、茅ヶ崎分は平成22年の数字より増えていまして、茅ヶ崎都市計画区域では全体では寒川の減少分を茅ヶ崎の上昇分で補って、全体としては増えているというようになっています。

ちょっとピーク年次は忘れてしまったんですが、県の総合計画の関係で資料はあるんですが、それについても、37年は県全体としてもピークを迎えて減少に

なっているようなことになっておりました。以上です。

【加藤会長】 わかりました。よろしいですか。

【山田政博委員】 それでは、もう一つ、それに関して、寒川の人口が減っていく予想だということですね。となると、実際、寒川の開発をしていくということになると、利便性がよくなれば人口が増えていくということも考えられるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどうお考えですか。

【米山副主幹】 これはあくまでも県が一方的に湘南圏域の中から、社会保障・人口問題研究所の推計値でいくと、寒川の人口については減っていく、約4万6,000人ぐらい、たしか37年には減っていくと示されておまして、それを参考に決めたものです。後ほど都市マスタープランのほうでも出てくるんですけど、町として総合戦略の中で人口ビジョンを示しているんですが、それと必ずしも一致しているものではなくて、その辺も後ほどご説明させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

【加藤会長】 茅ヶ崎市と寒川町、両方で1つの都市計画区域になっているので、こういうことになるということですね。

よろしいですか。ありがとうございます。他の市町村でもやはり人口の問題が出てきておまして、これは県が決めているので、いろいろご意見出るんですけども、どうしようもないといひますか、なかなか、それを認めるしかないような状況でございます。

ほか、何かございますでしょうか。お願ひいたします。

【綾木委員】 1に関連するんじゃないかと思うんですけども、一番関心事は、私は田端西地区なんですね。前回審議したときから状況がちょっと変わっていると思うんですが、最後のほうに閲覧というのがございましたよね。パワーポイントの23ページにあるんですが、何かご意見が出されたということで、県の案件だということだったんですが、どういう内容なのか、差し障りのない範囲内で、もしご説明していただけたらお願ひします。

【加藤会長】 それでは、お願ひいたします。

【廣田田端拠点づくり課長】 田端西地区を担当しております田端拠点づくり課の廣田と申します。今の20通提出いただいた意見書の内容ということで、ご説明させていただきます。

まず、都市計画の関係で、特定保留の位置づけに関しまして、特に第6回、今、第7回線引きの諮問をさせていただいているところなんですけれども、第6回でも位置づけがあったにもかかわらず、第7回まで引きずっていることに関して。

そして、事業に関しましては、土地区画整理事業に関しまして、その土地区画整理事業を進めていくことに対しての不安があるということ。それと、この土地区画整理事業をどういった施工者とか、どういった方法で進めていくのかに関し

ても、これは組合施工を予定しております。それに対して、組合という形で、ちなみに、寒川駅北口は行政施工でやっているのに、どうして行政施工じゃないんだといったご質問。

あと、区域区分に関しまして、市街化編入された場合に税金が上がる。総じてそういった部分があるので、このままで現状維持をしてほしいという。

全体的にはそういった部分がなかなか見えない、判断材料がない中で進められている気がするということに対して、行政の手続き上の説明が不足しているんじゃないか。そして、今、組合設立を目指して事業レベルで準備会というものが立ち上がっておりまして、役員会を五十数回行っております。平成26年から五十数回やっておりまして、なかなかその情報が見えてこないといった部分の不透明さなどもご意見として出されております。

以上でございます。

【加藤会長】 よろしいですか。

【綾木委員】 はい。ありがとうございます。

【加藤会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【藤沢委員】 何点か確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、私なりに考えて、一番今回大事なものは線引きの見直しだというふうに思っていますけれども、線引きの見直しで、参考資料1、第7回線引き見直しについて、16ページを見てみると、事務的な変更と、あとは特定保留のみの変更ですね。それを求めているということですが、寒川町として、町として線引きの見直しをどうしても必要だというふうに町は感じているものはないですか。それから伺っていこうと思います。

【加藤会長】 線引きの見直しについて、町として……。

【藤沢委員】 どうしても必要だというふうには感じていないのか、どうか。一歩進めますと、例えば、JAのわいわいが、平米というか、坪の売り上げでは全国一だと言いながら、広げることができない。これは積極的に望んでられることなのか。それから観光協会にしても、早く寒川のいろいろな発展のためには観光協会が充実だと、何よりもそれは補助金がどんどん増えているだけと一般は思うけれども、やはり観光協会が一歩踏み出せないのは土地利用から私は始まっていると思うんですよ。そして、町長のお答えの中でも、寒川神社を中心とした周辺に観光施設を求めていく。寒川神社の周辺というのは、これはほとんどが農用地指定なんですよ。そして、厳しい規制がかけられて、二重にかかっていますよね。

例えば、川文のときに、県道と、そして松並木の間の8.4ヘクタールは、あれは二重に網をかけている。そういう、厳しいけれども、県のほうでは、適切な理由があれば解除に応じますということを県は言われる、町もそれを幾度か言

ってながら、町はそういう点は努力されなかったのかね。

もう一度申し上げますと、わいわいを広げてあげるとか、あるいは観光資源のために寒川神社周辺、絶えず約190万の参詣人のために観光の施設を開発しましょうといったようなのは何もやっていない。5者協議、5者協議ということで、これは5者協議に頼ってらんけども、それは町がリードしてあげなきゃ、私は難しいと思うんですよ。どうでしょう。

【加藤会長】 町として市街化編入をすべきところ等があるのではないかと、それに対するご意見を求めているらっしゃるんですね。

【藤沢委員】 それをまず伺う。

【加藤会長】 いかがでしょうか。

【米山副主幹】 まず、線引きに対してということなんですけど、線引き見直しはおおむね5年に1回というのが、都市計画法の第21条という条文に社会状況の変化に応じて定期的に見直しなさいよというのが書かれておりまして、都市計画基礎調査が国勢調査と同じ年、5年ごとに行われていまして、その結果をもとに、神奈川県が決定権者なので、一斉に神奈川県内の市町村を行いましようということで、定期的な実施されている位置づけのものでありまして、今回も寒川町だけじゃなくて、県が権限を持っている政令市を除く部分はすべての市町がかかわっているところです。

市街化編入の部分の話なんですけれども、特定保留、一般保留についても、この線引きの中でも農林漁業の調整が一旦終わっているということで、ここに記載できるということで、市街化編入、市街化区域が都市部門として増えるということは、農政部門が減ってくるということで、これは必ず法律の中でも農政部門と調整しなさいよということで、神奈川県が農林水産省と調整をして、非常に厳しい調整だというふうに聞いていまして、県内でも今回、特定保留区域に位置づけられたのは田端西地区1カ所だけで、あとは全部はじかれてしまったというような、かなり厳しい状況だというふうに聞いております。

市街化区域と調整区域の変更は農政との調整が必ず出てきて、それをクリアしない限りは達成できないんですけれども、市街化調整区域内の農業振興地域ですとか農用地区域を除外する、しないとかという線引き見直しに伴う部分については、必要な調整を、下調整を行って、また市街化編入を実際行う場合、再度、農政と県が調整して、国の農政が「うん」と言わない限りは市街化編入できないというような状況は変わりません。

線引きに伴わない部分につきましては、こちらではなくて、ちょっと縦割りで申しわけないんですけれども、今、農政部局では農業振興地域の見直しを行っているといますので、そこで検討されていると思いますので、ちょっとこの場で詳細がわかりかねるような状況になります。以上です。

【加藤会長】 ということのようでございますが。

【藤沢委員】 いやいや、部長、そういう答弁でよろしいんですか。こういう5年ごとの見直しだとか、あるいは特定保留がどうの、一般保留がどうの、県がどうのと。それを超えて、町として、こういう実情だからこういうふうに改良をお願いしたいという気持ちはありませんかということ。一般質問の中でも絶えずそれは言われている。そして、いろんな会合の席でも言われている。例えば、観光協会の総会をおやりになられたって、そういう声が出ている。これは観光協会と商工会、あるいは農協、5者協議の中でもやってられるけども、じゃ、今、説明されたようなことを観光協会へあなた方はちゃんと説明しておられますか。部長の答弁を求めます。

【加藤会長】 よろしいですか。じゃ、ちょっと町としての方針ということで、部長よろしいですか。

【黒木都市建設部長】 今回の線引きにつきまして、町の北部地域におきましては一般保留、田端のところにつきましては特定保留という、そういう設定という、そういう線引き、第6回と同じような形ということになってございます。

北部地域につきましては、これは私どもの町の総合計画2020プランの中に、町の北部地域、倉見の地域につきましては、新幹線の新駅誘致地区を中心とした、広域からの集客に対応できる機能集積を図った都市未来拠点として位置づけているところでございます。

また、田端地域につきましては、さがみ縦貫道路の寒川南インター、それから藤沢大磯線、県道丸子中山茅ヶ崎線と、交通結節点というところの中で、産業集積地区というところで、それぞれ総合計画に位置づけている中で、町として、この3つの拠点のうちのこの2つをまちづくりを進めていくというところの大きな計画があるという中で、今回の線引き、今、倉見のほうの状況、田端のほうの状況の中で、一般保留と特定保留という状況での説明になっているというところで、ひとつよろしく願いいたします。

【加藤会長】 ありがとうございます。

【藤沢委員】 会長ね、私は特定保留とか一般保留なんていうのは、倉見だっってもう20年も続けて苦しんで、そういう説明を求めるんじゃないくて、それらと全く別枠で、町としては、観光事業はこういうふうで位置づいているんですよと、我々もこういう事情でどうしても我々の床を広げたいんだという、一般保留とか特定を超えて申し出をするような努力を考えていませんかということを知っているんですよ。私は枠外だと思うんですよ。

【加藤会長】 私もいいですか。まず、この話は多分、総合計画とか、今、都市計画マスタープランの見直しもやっておりますので、そういう中で町全体の中でどうしていくかという、そういうことがベースになって申し出などをしていく

のかなという気はしているんですけども、どうでしょうかね。

じゃ、千葉委員、お願いします。

【千葉委員】 同じようなところなんですけど、今回の審議会は何をするのか。要するに、今、藤沢さんからおっしゃったことについては、確かに考えていかなきゃいかんし、そこは町としてどうお考えだという問題と、今、この時点ではこの特定保留、一般区分について審議して、結論を得たいという場であるので、おっしゃっている意味のことを我々の都市計画審議会が論議するのであれば、今日はこの案件についてやりたいということと、町としてどう考えているかということとを求める場がちょっと違うのかなというようなことで、余計なことかもしれませんが、私の個人的な今のご意見の感想をちょっと申し上げたかったんです。

【加藤会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

実はほかの市町村でもこの線引き見直しの話の中ではいろいろ根本的な話は確かに意見として出てきているので、それはそれでいいかなと思うんですけども、ですので、今の藤沢委員のお話は非常に重要なお話だと思いますので、またこれを持ち帰って、都市計画マスタープランの見直しとかですね……。

【藤沢委員】 会長、私は質問をしているんじゃないんですよ。確認をしたいということで、ちゃんとした説明をして頂き報告をされるべきです。質問じゃないんですよ。

【加藤会長】 わかりました。じゃ、お願いいたします。

【小林課長】 今、藤沢委員がおっしゃられた観光等については、それにつきましては、企画政策課が中心となって、今、観光プロジェクトチームというものを立ち上げて、検討しておるところでございます。ですので、その組織をつくって、町として、神社等出ましたけれども、あそこの部分についてどういう方向性で進めるのか、そこを企画政策課が中心となって現在検討しているところでございます。以上でございます。

【藤沢委員】 そういう報告は幾つか聞いています。けども、これが線引きの最後の会議だとしたらば、どういうふうに今考えておられるのか、どうして申し出をされなかったのかということだけを確認したいと言っているんです。

【加藤会長】 申し出というのは何の……。

【藤沢委員】 町として、町としてね、こういうふうな事情ですから、解除をお願いしたいというふうに、指定をお願いしたいということをされなかったのかなという、されない理由は何だったのかなと。当然これは5月13日、あるいは昨年のおきにもそういう言葉が出ている。それで、努力していますと言われたけれども、ないから、お伺いを、確認をしているということなんです。昨年もしています。5月13日にもしています。しかし、全く変わらない。そして、今日が諮問で多分最後だろうと思うから、確認をさせてくださいと言っているんです。

【黒木都市建設部長】 今、小林課長のほうから話があったとおり、今、そのプロジェクトチームを立ち上げた中で、これから進めていく中でまだちょっと……。解除というのは、農振地域の解除のことでしょうか。ちょっとその辺があれなんですけれども、そこまでまだ手続き的に至っていない状況であるというところでご理解をお願いします。

【加藤会長】 要するに、県に申し出をするにしてもまだ熟度が整っていないといえますか、そういうことだと思います。やはりそのベースにはいろいろ行政の計画が練られた上でないと厳しいという、そういうことでしょうかね。すいません、毎回ご意見いただきながら申しわけございません。

【藤沢委員】 いえいえ。

それと続けてよろしいですか。整開保の中の26ページですか、相模川沿いにグリーンラインを設計すると。これは前回も尋ねましたけれども。

【加藤会長】 資料の1でしょうか。資料1の26ページですか。資料1ですね。「相模川沿いにさがみグリーンラインを配置する」ですね。

【藤沢委員】 前回も伺いましたけれども、この文章でいくと、寒川町が事業主体のように思えますね。このグリーンベルトにしても、これは国交省が買収をして、県の事業というふうに言われているのに、どうしてこういうふうに書き続けるのかなど。この文章を見ると、町の事業とばかり思えるようになりました。町はそんなのしよい込む必要はないと思うんですけどね。どうなんでしょう。

【加藤会長】 ここの記述につきまして何かご説明いただけますか。お願いします。

【米山副主幹】 資料1の何枚かめくっていくと、整備、開発、保全の方針の日付がない表紙があるかと思うんですが、こちら、先ほども説明しましたが、あくまでこの計画、答申を策定する主体が神奈川県……。

【加藤会長】 資料1の表紙の裏をごらんになってください。

【米山副主幹】 理由書をめくっていただくと、表紙が、整備、開発及び保全の方針の表紙がありまして、神奈川県ということで、この計画の策定主体はまず神奈川県であるということ。いろいろ施設について、公園だとか道路だとか、いろいろ書いてあるんですが、こちらも基本的に、藤沢委員がグリーンラインについては県で整備していただくというような認識で間違いないと思うんですが、それぞれ関係する、町で主体的に整備しようとしているものについては、その管理者なり、国のものだったら国なり、市町村、茅ヶ崎市でやる部分は市の関係部局ですとか、町の関係部局ですとか、必要な調整は置いた上で県が記述しております。そのおのおのの整備主体については、この方針の中で書いておりません。

ただ、言われたとおり、この方針をつくっている主体は神奈川県で、おのおのの都市施設、河川ですとか公園ですとか、その辺については、道路ですとかある

んですが、必ずしも国が、県が、町がとかいうようなことでなくて、地域として寒川と茅ヶ崎が同一の都市計画区域内で、茅ヶ崎市と書いてあるのは茅ヶ崎市の区域内の話ですよ、寒川町と書いてあるのは寒川町の区域内の話ですよというように整理になっております。

以上です。

【加藤会長】 この書き方が、整備主体ではなくて、場所だということですね。

【藤沢委員】 よく読めば、よく聞けば、寒川町でやるんですよというふうに思えてずっと、何か、読んでいくと、何か寒川で必要に

あと1点、伺いたいんですけども。

【加藤会長】 もう一点、はい。

【藤沢委員】 参考資料の1になりますかね。都市再開発の方針というのがあるんですよ。

【加藤会長】 20こま目ですね。都市再開発の方針。

【藤沢委員】 寒川駅周辺地区18ヘクタール、寒川駅の南口は都市再開発を目指しているというふうに受け取れますけれども、もう一度丁寧に説明をしてもらえますか。

【加藤会長】 都市再開発の方針の部分についてのご説明をいただきたいということなんですが。これは、この附図に示されているもので、第6回の線引き見直しのとときと同様の位置づけだという、そういうことですか。ちょっともう少し詳しく。

【米山副主幹】 お手元の資料3の2ページの別表を。

【加藤会長】 資料3の2ページの別表ですね。

【藤沢委員】 そうですね。

【米山副主幹】 はい。この別表2のところは寒川駅周辺ということになっているんですけども。

【加藤会長】 2番のほうね。

【米山副主幹】 はい。2番のほうです。一番上、2、寒川駅周辺地区ということで、面積については約18ヘクタールで、これは北口、南口含んだ形でおおむねの面積になっております。北口については区画整理がおおむね終了している段階で、約10ヘクタールなんです。

【加藤会長】 北口が10ヘクタール。

【米山副主幹】 はい。2番の表の一番下のほうの要整備地区の名称、面積ということで、寒川駅南口地区、約8ヘクタールということで、これは北口を差し引いた部分になっているんですが、その部分について、北口については整備が終わっていると。

南口については、駅前広場ですとか、そういった必要性はあるが、全く整備できていない状況で、引き続き何らかの措置をしていく必要があるということで、総合計画上でも南口については記載ありまして、そこについて、あくまでも3つの拠点のうち、寒川駅の北口という位置づけではなくて、寒川駅周辺となっておりますので、その辺、具体的にいつどんな手法でとかというところまで整っていないんですが、南口の整備の必要性がなくなったということではありませんので、引き続き、第6回線引きに引き続いて記述、を載せさせていただいているというような状況でございます。

【加藤会長】　　そういうことのようにございまして、この別表の北口については、18ヘクタールのうち10ヘクタール、北口については整備が終了しているわけですが、南口についても必要性があるということで位置づけられているというのが、そのまま残っているということです。

【藤沢委員】　　そうですね。北口は9.9haほぼ終了を迎えるということですね。あとは南口が8ヘクタールと。ただ、今、私がお尋ねしたいのは、再開発という言葉でよろしいんですかと。茅ヶ崎都市計画再開発の方針が表紙で、そして、めくると、基本方針として、必要な市街地について再開発の目標、そして次のページへ行って、寒川駅周辺地区、中心市街地にふさわしい都市基盤の充実と土地の高度利用を図ると。ここで再開発という言葉、文字を使っておられる。これは都市計画法でいくと。

町では南口の区画整理を考えているという言葉は聞きましたけれども、再開発という言葉は聞いていない。これは前のときにもそういう、5月13日にもそういう言葉がありました。昨年のもときにもあったけれども、議会の中では区画整理と言っていながら、ここでは再開発と。再開発というのは私は大変ハードルが高いと思うんですよ。面整備じゃなくなっちゃうでしょう、これは。国交省の関係になっていくと思うんですよ。このままでいいのかな。

【加藤会長】　　すいません、これ、再開発という言葉は、再開発事業のことではなくて、再開発という中に事業手法がありまして、区画整理事業とか市街地再開発事業というのが入っているんですね。ですので、この再開発というのは、じゃ、すいません、事務局のほうから説明を。

【米山副主幹】　　すいません、先生がおっしゃっていただいたとおりで、開発というのは何も無いところからというところではなくて、既存の市街地の場合、再開発というので、密集市街地の建物を壊して、1つのビルを建てる、その再開発事業ということではなくて、その再開発事業で土地区画整理事業ですとか含んだ形で、大きな意味で再開発という意味合いの方針でありまして、その手法についてはちょっとここで書いていないんですけれども、何らかの整備が必要な区域として位置づけているという状況です。

【加藤会長】 よろしいでしょうか。

【藤沢委員】 町は、そうすると、こういう場面と、そして議会のお問い合わせじゃないけれども、議会の中では面整備の代表たる区画整理ということをしていながら、こういう席では再開発。確かに会長先生おっしゃるように、再開発事業じゃないですよ、認定を受けるわけじゃないですよということだとすると、こういう二面性を持つような表現は、先ほどあったけど、今になってそれを言うべきじゃないと言われますけれども、いつまでたってもこれは直らなかったということじゃないですか。諮問のときになってそれを言っても、もう遅いよと、あとはイエスカ、ノーだけだよと言われるけれども、これはずっと議会に対しては面整備ですよ、こっちは別の問題ですよというふうに、私らは一般的には感じると思うんですよ。

【米山副主幹】 参考資料1の……。

【加藤会長】 参考資料1、パワーポイントのほうですね。

【米山副主幹】 はい。パワーポイントの参考資料1の3ページ目、都市計画法の第7条の2というところで。

【加藤会長】 3こま目ですね。

【米山副主幹】 制度上はもう1つ方針があるんですけど、神奈川県として扱っている線引きの中では3方針なんですけど、この辺の方針については、法令でこういった方針という名称が決まっていまして、ちょっとそれについて説明不足で、区画整理か、再開発事業だか、わかりにくいような説明をして大変申しわけなかったなと思うんですが、名称自体はこのように決められているものなので、いじれないということで、その辺でちょっと説明が足りなくて大変申しわけありませんでした。

【藤沢委員】 今、都市計画法7条という言葉が出てきましたけれども、7条だって、4項に該当するのかどうかということをお聞きしているわけですよ。7条の4項に該当する都市計画という言葉はおかしいんじゃないですかと。どうして直していただかないんだろうなど。

【米山副主幹】 すいません、7条から、都市計画法は2000年に改正されていまして、そのときに、今の整開保と呼ばれているものは都市計画区域の整備、開発、保全の方針でなくて、かつては市街化区域と調整区域の整備、開発、保全の方針ということで、先ほど、今出てきた都市再開発の方針ですとか、その辺の基本方針も全部整開保の中に含まれておまして、そこで制度が変わって、昔は線引きをしたところだけ方針をつくれれば、整開保をつくれればいいということだったんですが、今回、2000年の改正で都市計画区域と規定するところは、未線引きでも方針をつくりなさいよということで変更されていまして、そうすると、線引きを前提とした中で、7条の2で追加された条文については独立させなければ

ばいけないことで、寒川についてはもともと線引き地域なので関係ないんですが、非線引き区域ですと、7条の2で分けられた方針については、必要ないので、都市計画区域のマスタープランである整開保と、ここにある3方針が条文として分かれて、7条の2という形でありました。

もともと整開保の中に含まれていたものが再開発の方針のところ独立して、7条ではなくて、7条の2という条文が追加されていまして、7条の条文とは直接関係なく、7条2という別の条文になっていますので、ちょっとご理解いただければと思います。

【加藤会長】 ということだそうでございます。ありがとうございます。よろしいですか。山田委員、先ほど挙手されていましたが。

【山田委員】 今、議論は1番だけですか。

【加藤会長】 いえ、もう時間もあれですので、2番でも結構でございます。

【山田委員】 それでは、ちょっと順番に説明しながらなんですが、まず、今日のパワーポイントでいうと、スライド番号の12で、資料1ですと17ページに該当するところなんですけれども。

【加藤会長】 資料1の17ページですか。

【山田委員】 はい。に該当しているという説明だったので、資料1の場合は17ページなんですけれども、まず、県決定に対して各地域が、特に町が具体的に個別の事情を絡めて提案をして、議論をするというスタイルは大変重要で不可欠だと思いますので、これに対して、しっかりとこういった審議の中で発言をしていくというのは重要だというふうに思います。

その意味で言うと、前回、前々回も1年ぐらいの議論の中で、「見通しを示し、調整を続けていきます」という町からのコメントがしっかりこういった議論の中に含まれていて、それが言葉として反映されようとしていることについては、これは賛成です。

エのところに書いてあります、そうすると、「見通しが明らかになった段階で、必要な調整を行ったうえ」というのが、田端西地区にも北部地区にも同様に書かれているのですが、説明を伺っていると、議論の成熟度が多少違う中で、同じ書きぶりで、町としてはそういうことを県にお願いしていくということでもいいのかというのが1個目の質問です。

その点で言うと、2点目の質問としては、必要な調整のあり方みたいなものは、県の決定を受けて、いつ、どこで町としては議論されるのかということについても、もしアイデアがあればということなんですけど、教えていただきたいというのが2点目です。

まずはその2点を伺います。

【加藤会長】 ありがとうございます。じゃ、お願いいたします。

【米山副主幹】 すいません、ほんとうに微妙な書き方の違いがありまして、今、参考資料のほう手元にあるんですけども、12ページのところなんですけれども、田端西地区のところ、1行目のところで「工業用地として、計画的市街地整備を予定しており」ということで、ここは、先ほども土地区画整理組合の準備会が今設立しているということで、事業手法の土地区画整理を既に予定しているような状況です。

赤い線のところ、町域北部について云々で、改行して1行目のところなんですけど、人口フレームの範囲内で計画市街地の整備の検討を進めた上でということ、ここについては整備手法がまだ、区画整理だかどうかということがはっきり決まっておきませんので、その検討からしていくというような違いが出てきているところが1点目の違いと、2点目も、必要な調整というのは、農林漁業とのという部分の調整ということ。

【山田修嗣委員】 はい。

【米山副主幹】 これは市街化区域編入を前提とした話なので、都市計画法の中で市街化区域に編入する場合は、都道府県知事が農林水産大臣の同意を得ないと編入できないということで、その必要な調整ですね、協議が整うとどのような状況に、今、農林水産省の農政部門の方に、これは農地を減らしてもやむを得ないというような調整が整ったら、市街化編入するというような、組合で確認されているんです。

【山田委員】 はい、わかりました。続けて1点だけよろしいでしょうか。

【加藤会長】 お願いします。

【山田委員】 そうしますと、調整というキーワードはわりとこの審議会の中でも重要で、特に住民、町民との話し合いですとか、理解を得るような話の進め方というのが重要になってくるという議論がありましたので、これは、これが認められるかどうか、今日、この審議会の議論ですから、少し先の話になってしまえますけれども、一応青写真的な意味合いでいきますと、反対できないようなとか、反対を、言い方が難しいですね、反対されない説明の仕方と同時に、積極的に賛同してもらえるような説明というのが、多分同時に必要になってくるということが考えられます。

とかく行政が住民の方から非難というか、やり玉に上げられるパターンは、反対し得ない説明項目で調整に入ることが多く、賛同し得る条件の話にまでなかなか至らないんですね。住民の方々は一般的には、こういう計画が出たときには、積極的に賛成したいんだけど、賛成し得る条件が何かというのはわりと見通しが立たないことがあるので、反対し得ない条件だけ説明されても、確かに反対できないんだけど、じゃ、どう賛成したらいいのかというのがなかなか議論が出てこない、行政の説明が、例えば、こういうところが不十分だとか、それからこ

ういうことは聞いていなかったというようなことに、最後ねじれをつくってしまう原因になるかと思えます。

せっかくこのような形で調整を行った上で、編入するものとするというのであれば、その辺の配慮というのを継続的にご検討いただいた上で、僕自身としては、その辺については審議会の中でも賛成し得るといような形の立場をとりたいと思っていましたので、その辺は今後のさらなる調整の中でしっかりと考えていただけることを前提としていただければ、少し賛否が言いやすいかなという気がしました。これはちょっと意見なんですけど。

【加藤会長】 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。

では、そのほかに、だんだん時間がなくなってきました、1番と2番と両方含めてで結構でございますけれども、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議題の2のほうは特にございませんでしょうか。これは比較的事務的な部分がございますが。よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見ございませんようですので、この件につきまして審議を終了させていただきたいと思えます。先ほど町長から7件諮問をいただいているということになるんですけれども、これにつきまして、先ほど賛成し得るとい話がされましたけど、適当と認めるということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤会長】 ありがとうございます。

それでは、ここで1回ちょっと休憩いたしますか。

【米山副主幹】 答申案を映し出させていただきます。

【加藤会長】 わかりました。それで、答申案をつくっていただけるということでございますので、一時休憩ということによろしいですか。

【米山副主幹】 いや、ここでスクリーンに。

【加藤会長】 スクリーンで。あ、そうですか、すいません。賛同いただけるということですので、答申案書というものができておりますので、よろしいですか。

こちらは、「下記のことについては適当と認めます」というふうに一文書かれておりますけれども、こちらの答申書案の内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤会長】 ありがとうございます。それでは、議題1につきましては、この内容で答申したいと思います。

続きまして、2についてはよろしいですか。すいません、町決定のほうも同じでございます、「適当と認めます」というふうになっております。こちらのほう

もこれでよろしいでしょうか。

【山田修嗣委員】 1個だけ質問させてください。先ほど町長からの諮問は、124号から130号までであったので、これがその枚数分つくられるということですか。

【米山副主幹】 そうです。

【加藤会長】 配付は7件、1枚1枚、そうですね、たしか。1枚1枚がこのような形になるということですね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【加藤会長】 ありがとうございます。

それでは、答申書ができますまで随時休憩となっておりますけれども、休憩でよろしいですね。

【米山副主幹】 はい。

【加藤会長】 わかりました。すいません。それでは休憩させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(休 憩)

【加藤会長】 それでは、休憩を解きまして、会議を再開させていただきたいと思います。

ただいまより、本日の諮問に対する答申をいたしたいと思います。

寒都計審第4号

平成28年7月29日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美

茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(神奈川県決定) について (答申)

平成28年7月29日付け、寒都第124号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

記

茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (神奈川県決定)

それでは、よろしく願いいたします。

同じく、

記

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更 (神奈川県決定)

よろしくお願いたします。

【木村町長】 ありがとうございます。

【加藤会長】 同じく、

記

茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更（神奈川県決定）

よろしくお願いたします。

同じく

記

茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（神奈川県決定）

それでは、町決定のほうです。

寒都計審第8号

平成28年7月29日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町都市計画審議会

会長 加藤仁美

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）について（答申）

平成28年7月29日付け、寒都第128号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

記

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）

同じく、

記

茅ヶ崎都市計画高度地区の変更（寒川町決定）

同じく

記

茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（寒川町決定）

以上でございます。

【木村町長】 ありがとうございます。

【加藤会長】 ありがとうございます。

【木村町長】 それでは、ただいま答申をいただいたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また、第7回線引き見直しにかかる7つの案件に対しまして、答申をいただいたところがございます。今後は、本案件は県の手続きを経た後に告示される予定でございます。また、新しい都市計画の整備、開発及び保全の方針に基づきまして、町民の皆様と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく

お願いいたします。

また、この後、担当からご報告いたしますが、寒川町都市マスタープランの改定作業につきましては、着手をいたしたところでございます。これから約2年ほどかけて作業があります。また、皆様からは専門的な立場からご指導、ご鞭撻をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【加藤会長】 ありがとうございます。

なお、町長は所用により退席されるということでございます。

【木村町長】 失礼します。よろしく申し上げます。

(町長退室)

3. 報告事項

【加藤会長】 よろしいでしょうか。それでは、次、第3番目ですけれども、報告事項となります。都市マスタープランの改定についてに移らせていただきたいと思えます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【米山副主幹】 (資料の説明)

【加藤会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明で何かご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。お願いします。

【島村委員】 先ほど藤沢委員が確認の質問があったと思うんですけど、行政のほうで、企画調整課を中心に観光プロジェクト等を進めていくんだというお話があったんですけど、マスタープランの中心になっていくところというのはどこの部署なんですか。もっと全体的な部署、それをまとめるところというのはどこでしょうか。

【加藤会長】 じゃ、お願いいたします。

【米山副主幹】 まとめていくところは都市計画課になります。今回、内部でも検討委員会が住んで、都市部局、あと拠点づくりですとか、企画ですとか、産業振興課ですとか、農政ですとかが入っているほか、今回、町民の生活を主体としてわかりやすい計画にしていきたいということで、子育てとかの分野も入っているんで、子育て分野ですとか福祉ですとか教育ですとか、ほとんど庁内がかかわっていただいて、計画のほうは今、骨子案についても各課ヒアリングをやったんですけども、ほぼ全課に近い形で作業しているような状況です。改定主体は都市計画課です。

【加藤会長】 よろしいでしょうか。

【島村委員】 はい。

【加藤会長】 ほかにございませんでしょうか。お願いします。

【鈴木委員】 農協の立場で話しますけど今、農業後継者が大分減っちゃって、なかなか成り立っていかないというか、先日も寒川地区の会議で出たんですけども、今、寒川地区の田んぼもここいら一帯と、あと田端農地、一之宮農地が残っているんですけど、あと倉見農地もね。ところが、それが5年、10年たったときに、その水田をやっていけるかどうか、そのそれぞれのご家庭には後継者というか、やられるんですけども、いや、今さらという方のほうが多いという意見なんですよ。

そういうときに、その受け皿的なものを農協で何か考えてくれということと言われるんですけども、現実には、農地が点在していたり何かしたときに、今の時代ですから手でやるということはないわけですから、機械を有効的に使えるような土地政策も、ここは田んぼとして残しておいてもしようがないだろう、もしやったとしても効率が悪くてやっていけない、そういうときに、この地区の農協にはオペレーター部会というのがあるんですけども、そういう若い世代の方ができるような形でやっていくには、やはり町としてどういう施策をするのか、また町が今後、寒川町の農業というものをどういう位置づけで持っていられるのか。

先ほども藤沢委員から出たように、わいわい市があって、その売り上げというのはほんとうにおかげさまで結構な売り上げなわけなんですよ。ところが、お客さん来られる中では、せっかくここにこういうものがあるって、この地でとれたものを食べる場所がないのかとか、そういう意見があるわけです。そういうときに、島村商工会長言われるように、観光と商業とタイアップできるような形で、土地利用というものをどうしていくのか。

前も、去年ですか、農用地促進協議会というのがありまして、農用地としてはあくまで残していけない、だけど、利用としては都市計画のほうの、なかなか両方の整合性がとれない。また、国は農業所得の倍増ということをやったんですけども、その実際的な施策というものがこっちまで下りてこない。ジレンマというか、なかなか難しい。とにかくそういうところをどうこのマスタープランの中に取り入れていられるのか、そういう要望とかがあるんですけどお願いしたいと思います。

【米山副主幹】 農政課とかも同じような、国からは農地を増やせと、後継者がいなくて、町民のアンケートからいくと、寒川は山林だとか山がないので、自然という農地ですけど、実際、今はまだ何とか機械が入るところはきれいにしてるけど実際その後継者もない。その辺で、どうしていくかというところは頭を抱えているところですね。本当、農協さんとかと一緒にこの辺の都市マスの改定とかの中でも一緒に考えていきたいなという考えで、今ちょっと明確な回答なくて申しわけないんですけども、ほんとうに重要な課題だというのは認識しております。

【加藤会長】 先ほど申し上げた各部署の方が出られていって、町全体としてどうしていくかという話が相当議論が出てきておりますので、ぜひ、そのように取り組みたいと思っております。私は専門委員としてかかわっているだけですけれども。

【綾木委員】 お願いします。

【加藤会長】 ほかはよろしいでしょうか。

【綾木委員】 今後のスケジュールで、町民の意見交換会等が予定されていると思うんですが、私ごとなんですが、マンション生活なんですね。もう30年たちます。大型マンションなんですね。マンションだけで大体1,500人ぐらいいるんですけど、寒川が何らかの形で好きで、こっちにマンションに入っているんですよ。30年たちますと、いろいろ寒川のいいところ、また永住していこうかなとか、いろいろと分かれるところだと思うんですね。そういう意味で、職場等はちょっと寒川から遠くの、横浜とか東京もあるかもわからないですけど、近くの工業地帯に勤めていらっしゃる方もあります。

そういうことで、これから町民として、というか、住んでいこうという状況だと思うんですけど、そういう、ちょっと町民の町のほうとかかわりがどっちかというと住民の人は少ないんですね。そういうことですので、何か町のほうも積極的にそういう意見交換を町のほうからしかけていただいて、意見を聞いていただくように、ここはお願いというか、なので、ちょっとお願いしたいなど。

結構マンションもぼつぼつありますので、マンションとかというのは、人口は減らないんです。空きが出ると必ず誰かが入ってきますので、そういう意味で、今、人口的には安定すると思えますので、そこら辺のところを、これはお願いなんですけど、お願いしておきます。

【加藤会長】 ありがとうございます。ただいまはご意見ということでよろしいでしょうか。

【綾木委員】 はい。

【加藤会長】 そういうこともきちんとプロセスの中に盛り込まれておりますので。

【千葉委員】 よろしくお願いします。

【加藤会長】 ほか、よろしいですか。

【千葉委員】 ちょっと時間過ぎていますが、プランの作り方についてちょっと希望を申し上げたいのは、私は昨年から自治会にかかわったので、2020プランというのはつくったものを見せてもらっているんですけど、大変いろんな内容が網羅され過ぎていて、各部署が担当して、各担当者がいれば、あるいはいろいろ煮詰めると、いろんなことが出てくると思うんですが、結果的に総花的になり過ぎて、何を絞るか、これはやれるということにある程度絞った考え方を

しないと、結局は書類をつくっただけということになるわけですね。

ですから、選択と集中という言葉はよく聞きますけれども、事務局というんですか、町のほうの職員もそんなに多くない中で、やれることをやるということのほうに楽しみがあるんじゃないかということのような考え方もあって、それぞれの部署でやって、いっぱい集まったから集めるとこんなになると。

各それぞれの当たるところで絞り込むことをやっていただいて、それでプランに最終的に結びつけるということをする、効率的なプランの実行にも励みにもなるんじゃないかということで、2020プランを見ただけの話で即断している可能性はありますけれども、そういうことのほうが、全体的にはこじんまりとして、しかしパワーのあるプランになるんじゃないかということをちょっと希望しております。

【加藤会長】 ありがとうございます。ご意見として伺わせていただきたいと思います。

よろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

【藤沢委員】 都市計画マスタープランの参考資料2と事実関係ですけれども、私どもは、町の報告では東海道新幹線新駅の問題、町でも寒川町新幹線新駅設置推進協議会もつくっておりますし、地元でも対策、まちづくり協議会、ただその中で、基本としているものは、寒川町ツインシティって、神奈川県と、そして促進期成同盟会、そして町が中心でつくった東海道新幹線新駅ツインシティ寒川町倉見まちづくり基本計画というものが平成13年の7月に発足しています。その基本計画策定の目的ですね。一番冒頭に、両岸、平塚と寒川を一体とした環境と共生によるツインシティ構想が提案されている。それは2020プラン、そして都市計画マスタープランの計画、整備とか、あるいは整合を図りながら進めていくのだということが冒頭に強くうたわれております。

そうすると、これの変更によって、今まで続けてきた検討というのは、これはどうなっていくんでしょうね。私らにはよくわからない。

【加藤会長】 わかりました。

【藤沢委員】 状況が変わってくるのかな。

【加藤会長】 なるほど。いかがでしょうか。倉見のほうのまちづくりの継続性というか、その辺のお話かと思うんですけれども。

【米山副主幹】 参考資料2の11ページ。

【加藤会長】 11こま目ですね。

【米山副主幹】 はい。全体構想の中なんですけど、丸ポチ3つあって、その下の全体構想の中の3つ、新幹線新駅誘致の倉見のまちづくり、右の図のほうでいくと、新幹線の線路の白い調整区域のところ、丸の位置がそうなんですけど、やはり引き続きツインシティのまちづくりというのは、まちの総合計画の3つの基

本構想における事業ですし、都市マスにも引き続き位置づけていくところで考えております。

【加藤会長】 一応こちらに位置づけられております。

【藤沢委員】 今、記憶だと、参考資料2の6ページの上方の全体構成と改定の視点、そして改定案が出ていますね。今までとは違って来るわけですね。これはどうですか。担当者は、例えば倉見まちづくり協議会とか、あるいは寒川町新幹線新駅促進協議会あたりでちゃんと説明をこれからされるんですかね。していただかないと、役員はそういう、例えば都計審の席へ出て承知してられるけど、我々は何もわからないんだよと。私らがここで聞いたことを全部地元へ説明はできない。あなた方みたいに上手に説明はできない。そうだとすると、これから先どういうふうにされるのかなということを確認させておいてもらいたい。我々の使命達成のために向けて。

【加藤会長】 お願いします。

【黒木都市建設部長】 今、米山のほうからも話があったとおり、倉見地区のツインシティの関係は、この都市計画マスタープランの中でも考えているところでごさいます、今、ご心配されているのは、これまで、先ほど申した倉見まちづくりの基本計画、そういったところに沿って、地元のほうでいろいろ協議されていると思いますけれども、その辺がこのマスタープランによって、これまでのものが変わるとか、そういったところ、心配するようなところはないと。私どもも担当課のほうと連携しながら、このマスタープランというのは作成しているところでごさいますので、よろしく願いいたします。

【加藤会長】 ということのようでごさいます。

【藤沢委員】 会長ね、部長のご答弁ですけれども、全体構成と改定の視点、計画の構成とありますね。現行計画というのは、私らは地元をやったりしているんじゃないかな、何でこういうふうに抽象的に書いているのかなと。

例えば、現行ですと、土地の利用方針、これははっきりしていかなきゃいけない。都市施設の方針だとか、一つ一つが地元へびったりと来るような表現ですけれども、今度、テーマ別だとか部門別、テーマと部門ってどういうふう違うんだろうとかね。改めてまた地元は勉強し直さなきゃならない。それでなくても今まで20年、右寄ったり、左寄ったり、時には後退させられたりして、ここまで来たんですけれども、先々将来に対してはどういうふうにしてくださるのかなということですよ。

【加藤会長】 多分、これ、目次立てがテーマ別、部門別になるだけで、町全体を考えていくという、その目次だけが違うだけで、先ほどご説明ありました全体構成の図ですね、これに沿ってやっていきますので、ほとんどご心配なさることはないと思いますけど、どうでしょうかね。

	<p>【黒木都市建設部長】 テーマ別方針というのは、町民に対してわかりやすくこの計画の内容が伝わっていくような形の構成をとっているというところがございます。この部門別方針は部門別方針で、そのまま残っていく考えでございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【加藤会長】 ということで大丈夫なはずです。</p> <p>【藤沢委員】 ちょっと安心しました。</p> <p>【加藤会長】 ありがとうございます。</p> <p>それでは、すいません、ちょっと時間があれなんですけど、この後、ご用事があられる方もいらっしゃると思うんです。よろしいでしょうか、ここで打ち切らせていただいて。この後も随時報告があるかと思ひますので、またその際にご意見いただければというふうに思ひます。</p> <p>では、どうもありがとうございます。ちょっとすいません、なれないもので、いろいろ失礼があつたかと思ひますけれども、ご容赦いただきたいと思ひます。それでは、進行のほうを事務局のほうにお返ししたいと思ひます。</p> <p>4. その他</p> <p>【黒木都市建設部長】 会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後、時間もあれですけども、4、その他ということでございますが、私どものほうからは特にございませぬが、皆様方のほうから何かございませぬでしょうか。</p> <p>5. 閉会</p> <p>【黒木都市建設部長】 ないようでしたら、本日の予定は以上で終了となります。</p> <p>大変お忙しい中、ご出席いただきまして、またご審議していただきまして、まことにありがとうございます。これをもちまして、平成28年度第2回都市計画審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>資料2 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更</p> <p>資料3 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更</p> <p>資料4 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更</p> <p>資料5 茅ヶ崎都市計画用途地域の変更</p>

	<p>資料6 茅ヶ崎都市計画高度地区の変更</p> <p>資料7 茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更</p> <p>参考資料1 議題（1）・（2）説明用スライド資料</p> <p>参考資料2 報告事項（1）説明用スライド資料</p> <p>参考資料3 寒川町都市マスタープランの検証</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（平成28年9月13日確定）</p>